

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第14条、第30条、第40条第4項、第41条第4項、第42条第4項、第43条第4項及び第44条第4項の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第24条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、前号のほか定款第8章に規定するその他の機関をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第5条第13号で規定される報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、報酬等を支給しない。

- 2 理事に対しては、報酬等を支給しない。ただし、理事が理事会出席以外の場合において、会長の命を受けて法人のための業務に従事した場合は、報酬等を支給することができる。
- 3 監事に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 4 前2項を除く役員等に対しては、報酬等を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 前条第2項に定める理事の報酬は、会長が定め、理事会が承認し、評議員会が決定した額を支払うことができる。

2 前条第3項に定める監事の報酬は年額により支給するものとし、各監事に支給する額は300,000円以内とする。ただし、年の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合、当該年の報酬額を減額することができる。

3 前2項に定めるもののほか、この法人の役員等に対しては、いかなる報酬等も支給しない。

(支給日等)

第5条 前条第1項に規定する報酬は当該月内分を翌月に支給するものとし、その他の支給日等は職員の給与に関する規程の例による。

2 前条第2項に規定する報酬は毎年度6月に支給するものとし、その他の支給日等は職員の給与に関する規程の例による。

(費用)

第6条 この法人は、評議員及び役員等がその職務の執行にあたって負担した額に相当する費用を支払うことができる。

2 前項の費用は、職務終了後支払うものとし、その支給日は会長が別に定める。ただし、事前の支払いを要する事情がある場合は、概算払いによることができる。この場合、職務終了後遅滞なく費用の精算をしなければならない。

3 第1項の費用の支給方法は、職員の給与に関する規程の例による。

(公表)

第7条 この規程は、公益認定法第20条第1項に相当する報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を得て、別に定める

ものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。